

令和 7 年 9 月 3 0 日
総合政策局共生社会政策課

「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂しました

国土交通省では、公共交通機関における高齢者、障害者等の更なる移動等の円滑化を進めるため、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」という。）を改訂しました。

国土交通省では、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多様なニーズに応えることができるよう、旅客施設及び車両等の整備並びにそれらを使用した役務の提供の方法のあり方を具体的に示した「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を公表しています。この度、学識経験者、障害当事者、子育て当事者、公共交通事業者等で構成する検討会での議論等を踏まえ、「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂しました。

【主な改訂内容】※詳細は別紙参照

- (1) 授乳室で搾乳を行うこと等に関する改訂
 - ・ 授乳・搾乳室に設置することが望ましい設備の具体例の見直し
 - ・ 地方公共団体の取り組み事例の紹介の記載 等
- (2) ユニバーサルデザインタクシー認定レベル準 1 創設に伴う改訂
 - ・ ユニバーサルデザインタクシー認定レベル準 1 創設に伴うガイドライン参考例の見直し
- (3) ウェブサイト等における情報提供に関する改訂
 - ・ JIS 等の達成基準を実現するための具体的手段の見直し
 - ・ ウェブアクセシビリティ確保のために積極的に情報提供すべき内容及び手段等の記載 等
- (4) その他、一部記載内容の適正化等
 - ・ JIS Z 8210 の改正に伴うガイドライン別表の見直し 等

なお、改訂後のガイドラインの全体版は、以下の URL で公表しています。

<掲載ページ>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

<問い合わせ先>

総合政策局共生社会政策課 交通バリアフリー政策室 小川、行木
電 話：03-5253-8111（内線 25503、25513）
直 通：03-5253-8306